

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

(単位:円)

No.	実施計画No.	事業名称					担当課
2	2・6	給付金・定額減税一体支援事業					ひと・くらし支援課 市民税課
総事業費		財源内訳					
		臨時交付金	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源
1,121,164,759	1,121,164,759						0
事業期間	R6.6.7～R7.2.28						
目的	<ul style="list-style-type: none"> 国の経済対策により、令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対して、給付金による経済的な支援を行うことを目的とする。 住民税所得割・所得税課税者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に差額を支給することで定額減税しきれない人への補填を目的とする。 						
実施内容	<p>①対象世帯に対し1世帯10万円を支給(子育て世帯は子供1人につき5万円を加算) 【対象世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税者、住民税均等割のみ課税者で構成される世帯(課税者の扶養親族のみからなる世帯は除く) <p>②住民税所得割・所得税課税者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に1万円単位で差額を支給</p>						
効果	<ul style="list-style-type: none"> 対象世帯の方から「生活が苦しかったので助かる」等の声が寄せられ、物価高騰等の影響を受けやすい低所得世帯への支援が実施できた。 定額減税しきれない人への給付を実施し、不足すると見込まれる額を補足することができた。 						
写真	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>①別府市</p> <p>生活支援特別給付金(10万円/1世帯)のご案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援特別給付金は、令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。 給付金を受給するためには、支給手続き(画面)が必要です。 <p>給付金の支給額 給付金の支給時期</p> <p>1世帯あたり10万円 別府市が確認書を受取した日からおおむね3週間後を予定しております。</p> <p>支給対象者(①～③の要件を満たす世帯の世帯主)</p> <p>基準日(令和6年6月3日)において、①市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯でないこと。</p> <p>※ 課税されている者の扶養親族等であるかどうかは、令和6年度分の市町村民税における取扱い(令和5年12月31日の現況)で判定します。</p> <p>【支給の対象外となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新(課税者)に世帯主として登録されている学生(非課税者)の単身世帯 子(課税者)に課税されている世帯(均等割のみ課税者と非課税者)の世帯 <p>【例外】 D/V世帯主者や令和6年1月1日から基準日までの間に、扶養者(課税者)との関係、差別などがあつた世帯主者については、元配偶者や親族等に「扶養されていない」として判定します。</p> <p>②令和6年度分の市町村民税所得割が課税となる人がいないこと、また課税される所得(令和5年中の所得)があるにもかかわらず、市町村民税の申告をしていない者が世帯の中にないこと。</p> <p>③別府市又は他の市町村で下記のいずれかの給付金の支給対象であった世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市町村で本給付金と同様の趣旨で支給される給付金(10万円) 令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金(7万円) 令和5年度生活保護均等割のみ課税世帯向けの給付金(10万円) <p>※ 給付金は、基準日における住民税所得割に課税された世帯主に対して行われます。支給手続は画面へ</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>②別府市</p> <p>生活支援特別給付金(子育て世帯加算分)のご案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援特別給付金(子育て世帯加算分)は、令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯を支援する給付金です。 給付金を受給するためには、支給手続き(画面)が必要です。 <p>給付金の支給額 給付金の支給時期</p> <p>18歳以下の児童1人当たり5万円 別府市が確認書を受取した日からおおむね3週間後を予定しております。</p> <p>支給対象者(①～④の要件を満たす世帯の世帯主)</p> <p>基準日(令和6年6月3日)において、①市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯でないこと。</p> <p>※ 課税されている者の扶養親族等であるかどうかは、令和6年度分の市町村民税における取扱い(令和6年6月3日の現況)で判定します。</p> <p>【支給の対象外となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新(課税者)に課税されている学生(非課税者)の単身世帯 子(課税者)に課税されている世帯(均等割のみ課税者と非課税者)の世帯 【例外】 D/V世帯主者や令和6年1月1日から基準日までの間に、扶養者(課税者)との関係、差別などがあつた世帯主者については、元配偶者や親族等に「扶養されていない」として判定します。 <p>②令和6年度分の市町村民税所得割が課税となる人がいないこと、また課税される所得(令和5年中の所得)があるにもかかわらず、市町村民税の申告をしていない者が世帯の中にないこと。</p> <p>③別府市又は他の市町村で下記のいずれかの給付金の支給対象であった世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市町村で本給付金と同様の趣旨で支給される給付金 令和5年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯向けの子育て加算別給付金(生活支援特別給付金(子育て世帯加算分)対象児童確認書)に記載された子育て世帯加算対象児童の人数及び氏名、生年月日に相違がなく、他の世帯で扶養を受けているものがないこと。 同一世帯主の世帯に、令和6年1月1日以後に生まれた新生児のいない現世帯や別世帯で養育する児童がいる場合は申請が必要ですが、 <p>※ 給付金は、基準日における住民税所得割に課税された世帯主に対して行われます。支給手続は画面へ</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>「定額減税補足給付金(調整給付金)」のご案内</p> <p>【調整給付金】とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> デフレ完全脱却のための総合経済政策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計定額減税又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税)から3万円(令和6年度分の個人住民税所得割)から1万円)の「定額減税」が行われます。 その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算出した「調整給付金」が支給されます。 <p>調整給付金のイメージ</p> <p>① 調整給付金については、納税者及び同一生計定額減税又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税)から3万円(令和6年度分の個人住民税所得割)から1万円)の「定額減税」が行われます。</p> <p>② 定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算出した「調整給付金」が支給されます。</p> <p>支給対象者・支給金額について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度分の市町村民税所得割に課税された世帯主に対して、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。 支給金額の具体例は、以下のとおりです。 <p>例1</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしで、所得額1万円(住民税所得割2万円(課税額)のみ課税者の場合) ➡ 所得額から1万円の所得、住民税所得割から1万円の課税が行われます。 ➡ 定額減税しきれない所得税額分2万円、調整給付金なしで支給されます。 <p>例2</p> <ul style="list-style-type: none"> 4人家族で、内1人が所得額3万円(住民税所得割2万円(課税額)のみ課税者の場合) ➡ 所得額から3万円の所得、住民税所得割から2万円の課税が行われます。 ➡ 定額減税しきれない所得税額分3万円(住民税所得割2万円)が、調整給付金として支給されます。 <p>③ 1世帯主及び同一世帯主の世帯に、扶養親族として申告されている方が、定額減税しきれない額が生じ、調整給付金を受け取ります。</p> </div> </div>						